

(写)

三労発基 0821 第 2 号

令和 6 年 8 月 21 日

三重地方最低賃金審議会

会 長 安 井 広 伸 殿

三 重 労 働 局 長

石 田 聡

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 5 年 8 月 19 日付けをもって三重県労働組合総連合議長新家忠文から、同年 8 月 20 日付けをもって三重一般労働組合 ユニオンみえ 執行委員長江川正典から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。